

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>令和7年12月25日に大型車庫の天井から雨漏りが発生した。屋根を確認したところ、屋根のジョイント部分の劣化により雨水が染み出ていることが判明したため、天井内部にブルーシートを設置し、応急措置を行った。今後、梅雨や台風の時期には降雨が連日続くことが想定され、車庫内部の保管物等へ支障がでる恐れがあるため、降雨が比較的少ない冬季のうちに早急な修繕を行う必要がある。</p> <p>2 特定の者を選定した理由</p> <p>(株)西部工務店は岐阜県の入札参加資格者名簿に掲載されているだけでなく、中濃総合庁舎から3km程度の距離に事務所があり、不測の事態が発生した際には緊急の対応が可能である。</p> <p>また、下記のとおり中濃総合庁舎に係る工事实績があり、庁舎構造等に精通していること、さらに、令和元年度、令和6年度に機械棟の雨漏り修繕工事を実施しており、施工状態も良好であることから(株)西部工務店を選定した。</p> <p>【中濃総合庁舎に係る主な工事实績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度 機械棟屋上防水修復工事 ・令和5年度 防火扉ドアクローザー取替修繕工事 ・令和4年度 3北会議室個別空調設備設置工事 ・令和3年度 関保健所空調設備設置工事 ・令和元年度 機械棟屋上防水シート補修工事

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。